

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

なくす会として2件目の差止訴訟を提起

埼玉消費者被害をなくす会は、2012年4月27日、不動産賃貸業『株式会社渡辺住研』に対し、入居者規約及び賃貸借重要事項説明書における不当条項の使用差止を求め、さいたま地方裁判所川越支部に訴状を提出しました。



★ 提訴した4月27日に記者会見を行い、新聞4紙に掲載されました。

差止の対象とした条項

(1) 賃貸借契約終了時の違約金に関する条項

◆契約期間中の解約について、1ヶ月前の解約申入れの規定を設けながら、2年未満の解約につき一律に賃料2ヶ月分相当額の違約金を賃借人に負担させる条項。

(2) 明渡し期日を遅延した場合の損害賠償及び違約金の条項

◆賃借人が契約終了後に賃借物件を明け渡さない場合に、賃貸人が賃借人から、1日につき月額賃料等/30×2倍相当額を遅延損害金として徴収する条項。

(3) 賃借人の権利（必要費償還請求権、有益費償還請求権）を全部放棄させる条項

◆賃借人の本質的な権利を、その金銭的評価及び理由を問わずに全部放棄させる条項。

(4) 修繕にかかる費用を賃借人に全部負担させる条項

◆鍵・電気スイッチ等の小修理、建具・ガラス・壁・床の破損などの修繕について、修理の規模及び賃借人の故意・過失を問わず、一律に修繕費用を賃借人に全部負担させる条項。

(5) 第三者による破損にかかる修繕費用を賃借人に負担させる条項

◆第三者によるガラス・ドア・鍵等の破損の場合、本来第三者が負担すべきところ、賃借人の負担による修繕を定めた条項。

問題とする理由

- (1) (2) は「平均的損害」を超える負担を賃借人に負わせるもので、消費者契約法第9条1号に違反し、また賃借人の利益を一方的に害するもので消費者契約法第10条に違反する。
- (3) (4) (5) も賃借人の利益を一時的に害するものであり消費者契約法第10条に違反する。

差止請求訴訟までの経過

1ヶ月前の退去通知をしたにも関わらず、さらに短期解約の違約金として2ヶ月分の賃料の支払いを求める条項は納得できない！

- *2010年10月、消費者からの情報提供がありました。
- *なくす会検討委員会にて入居者規約、重要事項説明書の条項について検討を開始しました。複数の条項について不当であると判断し、使用停止もしくは適切な条項への修正を求めるため、2011年6月に申入書を送付しました。
- *3度にわたる書面によるやりとりを行ってきましたが、一部の条項についてのみの改善だったため、2011年11月に差止請求書兼申入書（書面による事前の請求）を送付しました。
- *「見直す予定がない」との回答だったため、2012年4月27日、差止請求訴訟を提起しました。

訴訟を起こすことの意義＝『消費者被害の防止』！！

- *事業者が使用する契約条項に、消費者にとって不利益な内容や条項が含まれていても、消費者個人が事業者と交渉し、改善を求めることは困難です。なくす会のような適格消費者団体が訴訟を提起することにより、同様の不当条項を含む契約書を使用する事業者があった場合、その条項が正常化される契機になればと考えています。契約書自体の改善が目的であり、申入れ段階で改善がなされれば訴訟は行いません。会として個人の救済はできませんが、不当条項の改善により、以降の被害を防止することが目的です。

2011年度申入れ活動ご報告

着物レンタル事業者

キャンセル料発生の利用日基準を求め2011年7月、差止請求書兼申入書を送付し、その後交渉を行ってきた結果、事業者から改善された利用規約を受理しました。当会の申入れ内容についてほぼ応えていると判断し、申入れを終了することとしました。

★ 成人式の着物のオーダーレンタルについて、契約時期が成人式の前々年であっても“契約後8日目以降はキャンセル不可”との条項から、“契約日の20日目以降からキャンセル料が発生し、そのキャンセル料は使用日の8日前までが80%、7日前から当日が100%”に変更されました。

軽未使用車販売事業者

自動車注文書約款について2010年10月から事業者と交渉を行ってきましたが、改定された注文書約款を受理し、また改定前の注文書が使用されていないことも確認しました。当会の申入れに従った変更がされたため、申入れを終了することとしました。

★ 申込みの撤回にかかる損害賠償について一律30%から、通常生ずる額へと変更されました。また、契約の成立時期についても記名捺印した日という項目が削除されました。

探偵社

2011年3月から約款について事業者と交渉を行ってきました。改訂された新約款の契約条項について、解約料の算出根拠など未だ不明確な部分があることから、再問合せを行っています。

美容クリニック

3事業者の広告表示について、景品表示法に違反する優良誤認表示にあたるとして2012年2月に申入れを行い、それぞれ改善する旨の回答を受理しました。改善内容について不明確な点があることから再問合せを行っています。当該事業者の広告について引き続き注視しています。

ゲームサイト事業者

利用規約の定めるサービスの変更、中止に関して2012年3月、問合せを行いました。事業者からの回答について検討を行っています。

2011年度活動委員会の主な活動

ご報告

【広告改善要望活動】

★景品表示法違反にこだわらず、消費者に誤解を与えやすい新聞折込広告の表示について、改善要望に力を入れて活動しました。7事業者に対し改善要望や問合せなどを行い、うち、3事業者は早期に対応いただき、より消費者に見やすく、わかりやすい表示へ改善されました！

事業者名	要望した内容	結果
ソフトバンクモバイル株式会社	①iPhone4S と iPad2 の価格の説明の文字色をグレーから黒へ変更を ②説明内容の文字の大きさを大きく	①改善 ②改善
有限会社エービーシーホーム	「リフォームのことなら信用・信頼 No.1」における No.1 表示の根拠を明記	改善 (No.1 表記削除)
株式会社長寿の里	「つかってみんしゃい よか石けん」における使用上の注意などの重要事項、支払いなどの説明の文字を大きく	改善
A 飲料販売会社	①表示購入価格になるための条件注記の文字を大きく ②税込と税別表記混在の改善 ③返品に関する説明部分の文字を大きく	未改善
B 学習塾	優良誤認と思われる表記（必ず得意科目に！など）の改善	未改善
C フィットネス事業者	月会費、年会費、退会時の扱いについて問合せ文書を送付	交渉中
D 通信販売事業者	返品について問合せ文書を送付	交渉中

【その他の活動】

- ◆ 調査活動①・・・『消費者被害アンケート・めやすばこ《訪問販売・電話勧誘編》』の会員団体の催し物での対面調査を活動委員が行いました。他、会員団体などに配布し、1508枚回収することができました。今年度は「まとめ」を全市町村に送付しました。
- ◆ 調査活動②・・・埼玉県市町村における消費生活関連事業調査について、64全市町村から回答を得ることができました。回答の入力作業の一部を活動委員が行いました。
- ◆ 学習会・・・消費者力アップ学習会として、3回開催しました。内容やタイトルなどについて意見を出し合いました。
- ◆ 第47回消費者大会の実行委員として参加し、第3分科会の運営に携わりました。
- ◆ 消費者被害防止サポーター養成講座を3名が受講、なくす会内部学習会で寸劇を行いました。

★ 第48回埼玉県消費者大会の実行委員会に今年も参加しています！

消費者大会 第1回プレ学習会のお知らせ *詳細は5月中旬以降発行のチラシをご覧ください
 講師：芝田英昭氏（立教大学教授） テーマ：税・社会保障について
 日時：6月19日（火）10時～12時 会場：浦和コミュニティセンター第15集会室

【なくす会 この間の活動】

理事会 第5回 3/28 検討委員会 第5回 3/28
 活動委員会 第9回 4/11

第9回総会のご案内

第9回総会のご案内

2011年度は適格消費者団体として8事業者に対し申入れ活動を行いました。うち、使用差止と改善を求めて申入れを行った2事業者については消費者に不利益な規約、約款を一定の改善に結びつけることができました。

今後もこれまでの活動を大切にし、消費者団体や行政とのネットワークをさらに強め、法制度の改正に向けて提言を続けるなど、消費者の利益や権利が確保される社会に向けて活動していきます。

つきましては、特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会定款第20条に基づき、第9回総会を下記のとおり開催いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

第9回総会 開催要領

1. 日 時：2012年6月27日（水） 10：30～11：20
2. 会 場：浦和コミュニティセンター 第15集会室（浦和パルコ9階）
3. 議 題：

第1号議案	2011年度事業報告ならびに会計収支決算承認の件 監査報告
第2号議案	役員選任の件
報 告	第1回理事会報告 2012年度事業計画と会計収支予算 活動委員会の活動報告 活動委員紹介

【総会記念講演】 11：30～12：30 （総会に続き、同会場で開催）

講演内容：消費者行政活性化の現状と、これからの課題について

講 師：埼玉県 県民生活部消費生活課 課長 上原 満 様

正会員の皆様へのご案内

正会員の皆様には、6月中旬を目途に、別途、ご案内状と議案書ならびに出欠届をお送りします。出欠ならびに、欠席の場合は書面議決書または委任状を返送くださいますようお願いいたします。

賛助会員の皆様へのご案内

賛助会員の皆様には、議案書をお送りします。総会の傍聴をご希望の方は、事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

お知らせ

「集団的消費者被害回復に係る訴訟手続に関する法律案（仮称）」については、今国会への提出が遅れているため、4月19日（木）に予定していた第2回院内集会の開催は見送られました。引き続き法案の取り扱いについて注目していきましょう。

* 商品事故・契約トラブルにあった時は、支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆ 埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） TEL048-261-0999

◆ 全国共通 消費者ホットライン TEL0570-064-370（ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを）

* 皆様からの情報提供が消費者被害防止につながります！疑問に感じる約款や契約内容、広告のコピー、被害の状況などを「なくす会」までお寄せください！ TEL048-844-8971